

保険・年金
フォーカスコロナパンデミック下の
インドネシア生保市場 (3)

—国有生保会社を含む複数の伝統的生保会社に経営危機が発生—
—生保会社とイスラム生保会社の状況(2020年)—

保険研究部 主任研究員 松岡 博司
(03)3512-1782 matsuka@nli-research.co.jp

はじめに

本年4月19日のフォーカス『[コロナパンデミック下のインドネシア生保市場\(1\) -2020年のインドネシア生命保険市場の概況- 保険料収入、普及度合い、主力商品の状況-](#)』¹、5月2日の『[コロナパンデミック下のインドネシア生保市場\(2\) -2020年のインドネシア生命保険市場の概況- 販売チャネル、資産運用、収益動向-](#)』²に続き、市場プレーヤーである生命保険会社とイスラム生命保険会社、生命保険会社の破綻の側面から、インドネシアの生命保険市場の状況を見る。

今回も、インドネシアの保険監督当局であるOJK (Otoritas Jasa Keuangan=金融サービス機構)から公表されている『Statistik Perasuransian=Insurance Statistics=保険統計』を情報源として使用する。

OJKのデータはインドネシアの通貨であるルピアベースで作成されており、2022年9月1日の為替レートは、1ドル=14864.05ルピア、1円=106.51ルピアである。図表では兆ルピアという単位が出てくるが、1兆ルピアを日本円にすると約93.89億円である。

以下、インドネシアの生保業界の概況を計数図表とともに見ていく。

1——生命保険会社

1 | 生命保険会社数の推移と内訳

保険法は、インドネシアで生命保険事業を行うことができるのは、インドネシア国内資本の内国会社と、インドネシア国内資本と外資が合弁で設立した外資合弁会社のみと定めている。

2020年末現在のインドネシアにおける登録生命保険会社数は59社である。内訳は、内国会社36社、外資合弁会社23社である。

¹ https://www.nli-research.co.jp/files/topics/70918_ext_18_0.pdf?site=nli

² https://www.nli-research.co.jp/files/topics/71047_ext_18_0.pdf?site=nli

表1 インドネシアの生命保険会社数の推移

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
生命保険会社	51	46	45	46	46	45	47	49	50	55	55	61	60	60	59
内国会社	35	29	27	28	29	26	28	30	31	33	31	37	37	37	36
外資合弁会社	16	17	18	18	17	19	19	19	19	22	24	24	23	23	23

(資料)OJK “STATISTIK PERASURANSIAN INDONESIA” 各年版より

収入保険料で計算した2020年のシェアを見ると、内国生保会社のシェアが40.9%、外資合弁会社のシェアが59.1%となっている。

収入保険料上位20社(表2)を見ると、上位に外資合弁会社が数多くランクインしている。

表2 収入保険料上位20社(2020年)

順位	会社名	会社種別(外資の本国)	正味収入保険料 (百万ルピア)	シェア (%)
1	ブルデンシャル生命	外資合弁会社(英国)	20,686,011	12.5
2	シマス(Simas)生命	内国会社	20,228,330	12.2
3	アリアンツ生命	外資合弁会社(ドイツ)	15,534,178	9.4
4	AIAファイナンシャル	外資合弁会社(香港)	13,157,765	8.0
5	アクサ・マンディリ・ファイナンシャル・サービス	外資合弁会社(フランス)	11,095,175	6.7
6	キャピタル生命	内国会社	9,350,965	5.7
7	インドライフペンションタマ	内国会社	9,066,357	5.5
8	マニユライフ生命	外資合弁会社(カナダ)	8,495,818	5.1
9	BRI生命	内国会社	5,679,458	3.4
10	BNI生命	外資合弁会社(日本)	4,569,563	2.8
11	アディサラナ・ワナルサ生命	内国会社	4,051,623	2.4
12	シナルマスMSIG生命	外資合弁会社(日本)	3,642,411	2.2
13	アストラ・アピバ生命	内国会社	3,500,442	2.1
14	サンライフ・ファイナンシャル	外資合弁会社(カナダ)	2,970,924	1.8
15	セクイス・ライフ生命	外資合弁会社(日本)	2,830,671	1.7
16	FWD保険	外資合弁会社(香港)	2,441,045	1.5
17	パニン第一生命	外資合弁会社(日本)	2,333,895	1.4
18	セントラル・アジア・ラヤ生命	内国会社	2,332,526	1.4
19	インヘルス・インドネシア生命	内国会社	2,102,038	1.3
20	スター・インベスタマ生命	内国会社	2,021,562	1.2
21	ゼネラリー・インドネシア生命保険	外資合弁会社(イタリア)	1,985,123	1.2
22	パシフィック生命	内国会社	1,807,883	1.1
23	グレート・イースタン生命	外資合弁会社(シンガポール)	1,774,737	1.1
24	アクサ・ファイナンシャル	外資合弁会社(フランス)	1,142,008	0.7
25	AJBプミプテラ1912	内国会社	1,111,448	0.7
26	アベリスト保険	外資合弁会社(日本)	1,061,254	0.6
27	タスペン生命	内国会社	1,051,702	0.6
28	シグナ保険	外資合弁会社(米国)	1,023,133	0.6
29	BCA生命	内国会社	907,979	0.5
30	チャブ生命	外資合弁会社(米国)	891,366	0.5
	その他とも内国会社小計		67,586,807	40.9
	その他とも外資合弁会社小計		97,788,446	59.1
	その他ともインドネシア生保業界合計		165,375,254	100.0

(資料)OJK “STATISTIK PERASURANSIAN INDONESIA 2020 より

2 | 外資の出資上限

外資合弁会社の外資出資比率の上限については、保険法等の法律は具体的な数値を設けていないが、政令で 80%とされている。ただし規則が発出される以前から外資が実質的に 80%を超える持分を有していた外資合弁会社が複数存在する。1997 年のアジア通貨危機時に IMF による支援を受けて以来、インドネシアは外資参入を積極的に促してきたが、当初は、外資がインドネシアに設立した子会社等を国内資本と見なすという方式で、実質的に出資比率 80%超で参入することが認められていた。その結果、20 社以上の保険会社の外資出資比率が実質的には 80%を超えていると言われていた。

しかし、2014 年保険法（第 7 条）は、保険会社の設立・保有に関しては、以下のいずれかの形態のみ認められると定め、国内資本の定義に厳格さを求めたので、それまでのような抜け道が使えなくなった。

- i. 「インドネシアの市民」および/または「インドネシアの市民によって直接または間接に所有されるインドネシアの法人」により設立・保有される形態、または
- ii. 「インドネシアの市民」および/または「インドネシアの市民によって直接または間接に所有されるインドネシアの法人」が、設立・保有しようとする保険会社と同じ保険業種に属している外国の保険会社と合弁会社の形で設立・保有する形態

これを厳格に読めば、インドネシア保険市場に参入するには、インドネシアに保険会社を設立するか買収しなければならない。

以降、インドネシア生保市場への多大な貢献も認められる外資について、その既得権益を認めるか認めないかで議論があり、2018 年と 2020 年に政令が出されている。

2018 年政令第 14 号は、保険会社の外資保有比率を 80%に制限した上で、同政令が発行された時点で外資が 80%以上の株式を保有する保険会社については、同政令規定の外資所有制限の適用除外とした。ただし、外資の所有割合を増やすことはできず、資本金を増やす場合には、当該資本金増加分の少なくとも 20%は、インドネシアの個人および/またはインドネシアの事業体が応募するか、証券市場を通じた新規株式公開によるものでなければならないとした。

しかしこれでは、例えば外資が実質的に 100%の保有比率を有している外資合弁会社グループが増資を行う場合に外資の持株比率が縮小してしまうこととなって、外資グループが資本増強をためらい、健全性を高める機会を失ってしまうこととなる。

そこで 2020 年政令第 3 号は外資が既に 80%以上の株式を保有している場合、外資持株比率を維持することを認めるものとなった。

インドネシア当局は摩擦を回避し、外資の果たしている役割を評価して、既得権益を認めることとした。

2—イスラム生命保険（シャリア生命保険またはタカフル生命保険）会社の状況

インドネシアは人口の87%がイスラム教徒という宗教的な側面を持つ国である。そしてイスラム教徒の世界には、一般的な生保事業とは別途のイスラムの教義に即したイスラム生命保険（インドネシア国内ではシャリア生命保険と呼ばれ、世界的にはタカフル生命保険と呼ばれることが多い）がある。

下の表3はインドネシアにおいてイスラム生命保険事業を営む会社数の推移をまとめている。2020年末現在、イスラム生命保険専門会社が7社、イスラム生命保険を提供する部門を持つ生保会社が23社存在する。

表3 イスラム生命保険（シャリア生命保険）を提供する会社数の推移 (社)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
イスラム生命保険会社	3	3	3	3	5	6	7	7	7	7
生命保険会社のイスラム保険ユニット	17	17	17	18	19	21	23	23	23	23

(資料)OJK “STATISTIK PERASURANSIAN INDONESIA” 各年版より

また次の表4は、インドネシアにおけるイスラム生命保険事業の業績が全生命保険事業の業績中に占める割合を表したものである。イスラム生命保険事業の割合は2020年、被保険者数で生命保険事業全体の17.6%、保険料で8.08%、総資産で6.29%となっている。

表4からも、イスラム保険が拡大してきていることがわかる。

今後、インドネシア経済が発展し国民生活の豊かさが増えるとともに国民の間に生命保険へのニーズが高まることが予想されるが、その際には、イスラム教徒の何割かはイスラムの教義に則ったイスラム生命保険を選択すると考えられる。そのためイスラム生命保険事業の将来性は明るいと考えられており、これが全体としてのインドネシア生命保険市場の魅力を高めることともなっている。イスラム生命保険事業の発展を見越して多くの生命保険会社が取組を開始した。

表4 イスラム生命保険（シャリア生命保険）事業が全生命保険事業中に占める割合の推移

	被保険者数(万人)		グロス保険料 (兆ルピア)		総資産 (兆ルピア)	
	2015	2020	2015	2020	2015	2020
生命保険事業全体	6,052	5,397	135	186	378	575
イスラム生命保険事業	476	950	8	15	22	36
イスラム生命保険事業の割合	7.9%	17.60%	6.1%	8.08%	5.7%	6.29%

(資料)OJK “STATISTIK PERASURANSIAN INDONESIA” 2015年版、2020年版より

ただし、2014年保険法が、同一会社で一般の生命保険事業とイスラム生命保険事業をあわせ行っている場合、生命保険会社の内部部門であるイスラム生命保険部門は2024年までに、スピンオフして、独立したイスラム生命保険会社としなければならないとしていることについて、期限が近づいた今日、各社が対応できるのか懸念されている。

表 3 で見ると、独立したイスラム生命保険会社の数は 2017 年以降、7 社のままで増えておらず、生命保険会社内のイスラム生命保険部門は 23 のまま減っていない。今後 2 年の間にこれら 23 のビジネスユニットが独立しなければならないが、紆余曲折が予想される。

3——経営破綻の発生

近年、インドネシアで生保会社のいくつかが経営破綻し、市場に混乱をもたらした。開示される情報量の問題等もあり詳細を確認することは難しいが、報道等から動向をまとめると以下の通りである。

1 | ブミプトラ 1912

ブミプトラ 1912 は、1912 年に教員の相互組合の形で発足したインドネシア最古の民間生保会社である。会社の形態は保険契約者が株主的な立場の持分権者となる相互会社である。わが国では大手の生保会社を中心に 5 つの相互会社があるが、東南アジアでは珍しい。インドネシアでは相互会社はブミプトラ 1912 だけである。

ブミプトラ 1912 の経営危機が注目され始めたのは 2013 年頃からだが、アジア通貨危機の 1997 年には危機が発生し、以降 25 年間、問題を抱え続けてきたのが実態だという。この間、保険監督当局から経営改善要求を受けたことは数多いが真摯に対応されたことはなかった。そうした状況の背後には、同社がインドネシア唯一の相互会社であることがある。例えば 90 年代後半以降に精緻化されたインドネシアの財務健全性規制において、相互会社への適用の仕方が研究されたことはなく、ブミプトラ 1912 は実質的にその適用の埒外の存在となっていた。これが結果的に経営改善の機会を奪った。投機的な不動産取引等が損失を生み、債務超過の状態となった。

2016 年に OJK は法定管理人を任命し同社の再建を委ねたが、同社の経営状況は改善しなかった。本年 2 月に、2016 年から 2018 年までブミプトラの人事総務部長を務めていた人物が OJK に提出した公開書簡では、法定管理者とコンサルタントたちの専横ぶりと一貫性のない再建策の押し付けが糾弾されている。

同社の経営内容は改善されることがなかった。2021 年 12 月末時点では、総資産 10.7 兆ルピアに対して総負債 32.63 兆ルピアと大きな債務超過状態にあり、財務健全性指標の比率も悪いと、OJK は指摘している。OJK は、同社の財政状況はすでたいへん困難な状況にあり、通常のような保険販売をテコ入れする程度では、事態を終わらせることは不可能であると述べている。そうした経営改善の遅れの原因としてやり玉に挙げられているのも相互会社形態であることであり、2022 年は、空席となっていた同社の最高意思決定機関「会員代表機関(BPA)」の 11 名のメンバー選定と、BPA による取締役会および委員会の管理体制の再構築が急がれている。

2 | ジワスラヤ

ジワスラヤは、1859 年に、インドネシア（当時はオランダ領東インド）初の生命保険会社として設立された「蘭印生命保険会社ニルメイ」を始祖に、160 年以上の長い歴史を持つ生保会社である。1960 年 12 月に国有化され、1984 年 8 月、現名称のジワスラヤに変更された。ジワスラヤは、株式を国営

企業省を通じて政府が100%保有している国有会社である（国営会社ではない）。

ジワスラヤは、2018年から2019年に契約が満期を迎えた顧客への合計13兆ルピアの保険金支払いをデフォルトし、経営内容の悪化が表面化した。

ジワスラヤのデフォルトは、JS貯蓄プランと呼ばれる、国有銀行を含む銀行チャネル（バンカシュランス）で販売された貯蓄商品で発生した。投資リスクが保険契約者に転嫁されるユニットリンク保険とは異なり、JS貯蓄プランは、リスクが保険会社によって完全に負担される確定利率商品である。銀行預金利息よりもはるかに高い利率が保証されていた。

デフォルトの原因は、高い保証利率を付けて販売した商品で得た資金を低品質の株やミューチュアルファンドといった不適切な投資に当てたことであり、その背後には、経営陣の腐敗があった。ジワスラヤ問題は、メガスキャンダルとして、国民の注目を浴びることとなり、検察当局の捜査が入り、複数の元取締役が汚職で終身刑を言い渡された。

最高監査庁(BPK)の調査結果では、こうした低品質の株やミューチュアルファンドへの投資の結果、ジワスラヤは国に約10.4兆ルピアの損失をもたらした。腐敗によって引き起こされた損失をカバーするために、こうした株式やミューチュアルファンドへの投資を意図的に実行したとの報告もあるという。株式の売買は一時的なものとして行われていた。銘柄の選択も客観的なデータに基づいておらず、市場を通さず、不当な価格で流動性のない株式に投資して、粉飾決算の道具として使われた形跡もあった。こうした取引に協力したとして10社以上の投資顧問会社も摘発を受けた。

このような放漫経営の結果、2020年9月末時点では、ジワスラヤの債務は54.5兆ルピア、資産は16.0兆ルピアで、38.5兆ルピアの債務超過状態となっていた。

ジワスラヤの株主として、インドネシア政府は対応を余儀なくされた。2020年、国が所有するさまざまな損害保険会社が国有持株会社PT BPU (Bahana Pembinaan Usaha Indonesia)の下に統合され、PT BPUは社名をインドネシア・ファイナンシャル・グループ(IFG)に変更した。その後、2020年12月、IFGは政府から22兆ルピアの資金提供を受け、2021年1月から、新たに設立した子会社IFG生命に、一定の給付カットの条件に応じたジワスラヤの契約者の保険契約の移転を受け入れ始めた。

次ページの表5は、バンカシュランスを通じてジワスラヤの保険契約を購入した契約者に提示された給付カットの選択肢である。①キャッシュバリュー全額を15年間に分けて分割返済するメインの選択肢と、②キャッシュバリューを29%削減し、残金を5年間にわたって分割返済するオプション1、③キャッシュバリューを31%削減し、まず前金として10%を返済した後に、残金を5年間にわたって分割返済するオプション2、という3つの選択肢から1つを選ぶことを、契約者は求められた。契約者はどれが有利かわからないまま、回答したと思われる。

なお、この他、保険エージェントを通じて保険契約を購入した個人契約者向けの給付カットの選択肢と法人契約者向けの給付カットの選択肢が設定された。

表 5 バンカシュランスで販売された JS 貯蓄プラン契約者に提示された契約リストラクチャリングの選択肢

<p>メインの選択肢</p>	<p>(商品名) マンタップ・プラスプラン A</p> <p>(概要) 元の貯蓄プラン商品のキャッシュバリュー (初期資金) の100%が、15年間の分割払いで返済される (利息は付利されない) プラス初期資金の25%分で傷害保険に加入</p> <p>(支払いパターン) 1年目から10年目までそれぞれ初期資金の5%、11年目から15年目までそれぞれ初期資金の10%が返済される</p>
<p>オプション 1</p>	<p>(商品名) マンタップ・プラスプラン B</p> <p>(概要) 元の貯蓄プラン商品のキャッシュバリュー (初期資金) が29%削減され、残金(71%) が5年間で分割返済される (利息は付利されない) プラス初期資金の25%分で傷害保険に加入</p> <p>(支払いパターン) 1年目から5年目までそれぞれ初期資金の 15%、5%、5%、5%、41%が返済される</p>
<p>オプション 2</p>	<p>(商品名) マンタップ・プラスプラン C</p> <p>(概要) 元の貯蓄プラン商品のキャッシュバリュー (初期資金) が31%削減され、10%分が前金として支払われ、 残金 (59%) が5年間で分割返済される (利息は付利されない) プラス初期資金の25%分で傷害保険に加入 前金10%の支払いは、IFG生命に保険契約を移行してから3ヶ月後に実施される</p> <p>(支払いパターン) 前金は10%、以降、1年目から5年目までそれぞれ初期資金の10%、5%、5%、9%、30%が返済される</p>

(資料) ジワスラヤホームページ、報道資料等より、筆者作成

給付カットを受け入れた契約者は、国有会社である IFG 生命の保険契約者として、以後、何年かにわたって返済を受けていくこととなる。

2021 年末までに、こうした給付カットを受け入れた契約者の割合は、バンカシュランスを通じて加入した契約者では 98.3%、保険エージェントを通じて加入した契約者では 99.8%、法人契約者では 99.3%と、高い割合が報告されている。

3 | ワナルタ生命

ワナルタ生命の経営悪化は経緯が不自然でわかりにくい。発端は、ジワスラヤの汚職調査に関連して、2020 年 2 月に検察庁により証券口座をブロックされ、投資資産が没収されたことである。これによりワナルタは、保険金支払いのデフォルトに陥った。

これを機会に OJK はワナルタ生命に経営の改善を指示したが、その指令にワナルタ生命の経営陣が従わなかったとして、2021 年 10 月 27 日、新規契約の引受を禁止し、財務再建計画の提出を要求する制裁措置を実施した。

なお、同じ 2021 年 10 月に、ワナルタ生命が行っていた証券口座のブロックに対する異議申し立ては、中央ジャカルタ地方裁判所(PN)により認められている。

このように本来関係のなかったジワスラヤの汚職に関連して行われた証券口座のブロックがきっかけとなって行われた OJK の指示に従わなかったことから波及したワナルタ生命の経営危機は、本年 (2022 年) 9 月 5 日に実施された、OJK による、すべての事業活動の停止命令へとエスカレートしている。OJK の要求に応じてワナルタ生命の経営陣が提出した財務再建計画 (RPK) が現実離れしている等が理由である。その直前の 8 月には、警察が、ワナルタ生命の社長を、OJK に虚偽の情

報と文書を提供し、顧客の保険料を横領した容疑者として指名した。詳細は不明である。

4 | クレスナ生命

クレスナ生命は、新型コロナ禍中の支払い要求圧力を受け、2020年5月に、2つの商品の6兆ルピアに及ぶ支払い停止を発表した。OJKは、2020年8月に同社の免許を一時的に停止した。さらに2020年12月、OJKは不遵守を理由に再度、同社の免許を停止した。

問題となった商品は期間3~24カ月間の商品で、定期預金金利を上回る確定利回りを提供するものであった。また同社は、関連会社への投資が投資資産総額の25%という規制上の上限枠を超えており、投資リスクも高かったという。OJKはクレスナ生命に対して、関連会社への投資を減らすよう命じ、当該命令が実行されるまで新契約の引受を禁止した。

その後、2021年6月に、クレスナ生命の破産申請を最高裁判所が認めたとの報道がある。

おわりに

今回は、生保会社やイスラム生保会社の状況を通して、インドネシア生保市場の状況を見てきた。

2022年9月現在、経営悪化した生保会社の事後処理は、完全には決着がついていない。

2014年保険法は、わが国の保険契約者保護機構に該当する法定の契約保護制度の導入を規定し、同法の施行（2014年10月）後3年以内に実装されなければならないとしているが、その取り組みは遅れており、契約保護制度の発足は未実施のままである。

また2020年のコロナ・パンデミック初期における株価低迷を受けて発生したユニット・リンク保険の苦情問題も対応が終わったと言える状況ではない。これは、コロナ・パンデミックを受け株価が低迷する中で、ユニット・リンク保険の契約者からの苦情が急増したことに端を発するものである。状況を憂慮したOJKは2022年3月にユニット・リンク保険を対象とする新たな規制を導入した。経営破綻がインドネシア伝統の内国生保会社の市場構造の変化への適応障害事例と言えるのに対して、ユニット・リンク保険の苦情問題は、現在のインドネシア生保マーケットを牽引する大手外資合弁会社の問題である。

こうした状況を見ていると、インドネシアの生保市場は、急激な市場発展が始まった中、コロナ・パンデミックの影響も受けて、かつての日本の生保業界が半世紀以上をかけて経験してきたさまざまな問題が一気に吹き出したような、混沌とした状況にあるように見える。

しかし、それでも、基礎的な諸条件に恵まれたインドネシア生保市場の成長曲線は崩れないと思われる。今後とも、継続的にフォローを続けていくこととしたい。